気通信設備を指定する件) 項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電○平成十三年総務省告示第二百四十三号(電気通信事業法第三十三条第一

(平成十三年四月六日総務省告示第二百四十三号)

一部改正

ける。 電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定が電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。)第二十三条の二第法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第三十八条の二第一項及び電気通信事業

信電話株式会社が設置するもの及び大阪府において東日本電信電話株式会社が設置するものる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号ハの設備であって、東京都において西日本電次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げ

- 設置される形態により設置するものに限る。)及び加入者線終端装置を含む。)盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備(主として一戸建ての建物に固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線
- ないルータ(第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータを除く。)を除く。)重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置及び特定のパケットを識別する機能を提供し一 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備(デジタル加入者回線アクセス多

- 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であって、次に掲げるもの
- 備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。)
 イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの(ルータにあっては、前号に掲げる設
- 提供する電話の役務をいう。以下同じ。)の提供の用に供されるものに限る。) 下同じ。)又はIP電話(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより電気通信役務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以信事業者がインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型のロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの(データ伝送役務(当該電気通
- れるもの より交換等が行われる通信の交換等を行うルータであって、IP電話の提供の用に供さん。他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前号に掲げる設備に該当するルータに
- 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及びロの伝送路設備

Ŧī.

- 提供の用に供されるものに限る。) 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送路設備(データ伝送役務又はIP電話の
- ーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備 六 SIPサーバ、セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサ
- 七 施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備

附則

第六百七十四号)は、廃止する。 電気通信設備を指定する件(平成九年郵政省告示での通信事業法第三十八条の二第一項の電気通信設備を指定する件(平成九年郵政省告示

附 則 (平成一三年一一月二九日総務省告示第七二二号)

行の日(平成十三年十一月三十日)から施行する。 この告示は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十二号)の施

附 則 (平成一六年三月二五日総務省告示第二三五号)

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

改正文 (平成二一年二月三日総務省告示第四八号) 抄

平成二十一年三月一日から施行する。

附 則 (令和三年一月一四日総務省告示第四号)

附則第一条本文に規定する施行日(令和三年四月一日)から施行する。 この告示は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和三年総務省令第一号)

附 則 (令和五年一月十六日総務省告示第三号)

(令和五年六月十六日) から施行する。 この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律 (令和四年法律第七十号) の施行の日

	6. 3. 3. mg/ 1 1 111 1
区域	電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社
神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一	東日本電信電話株式会社
部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せ	
た区域	
新潟県	東日本電信電話株式会社
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦	西日本電信電話株式会社
峅寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	
石川県	西日本電信電話株式会社
福井県	西日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県の区域のうち木曽郡南木曽町(吾	東日本電信電話株式会社
妻の一部及び田立に限る。)の区域を除	
く区域に富山県中新川郡立山町芦峅寺	
ブナ坂外の一部の区域を併せた区域	
岐阜県の区域に長野県木曽郡南木曽町	西日本電信電話株式会社
(吾妻の一部及び田立に限る。) の区域	
を併せた区域	

西日本電信電話株式会社	沖縄県
西日本電信電話株式会社	鹿児島県
西日本電信電話株式会社	宮崎県
西日本電信電話株式会社	大分県
西日本電信電話株式会社	熊本県
西日本電信電話株式会社	長崎県
西日本電信電話株式会社	佐賀県
西日本電信電話株式会社	福岡県
西日本電信電話株式会社	高知県
西日本電信電話株式会社	愛媛県
西日本電信電話株式会社	香川県
西日本電信電話株式会社	徳島県
西日本電信電話株式会社	山口県
西日本電信電話株式会社	広島県
西日本電信電話株式会社	岡山県
西日本電信電話株式会社	島根県
西日本電信電話株式会社	鳥取県
西日本電信電話株式会社	和歌山県
西日本電信電話株式会社	奈良県
西日本電信電話株式会社	兵庫県
西日本電信電話株式会社	大阪府
西日本電信電話株式会社	京都府
西日本電信電話株式会社	滋賀県
西日本電信電話株式会社	三重県
西日本電信電話株式会社	愛知県
	び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域
西日本電信電話株式会社	静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及